助成金申請書類作成の手引き

令和7年度

燃料電池自動車等の普及促進事業

(FCV車両)

お問い合わせ先・申請書の提出先

公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

T163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル 10 階

受付時間:月曜日~金曜日(祝祭日を除く)

9:00~17:00(12 時~13 時を除く)

ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html

※大変お手数をおかけいたしますが、審査業務円滑化のためお問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」(24 時間受付)からお問い合わせいただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※ご提出後の審査状況はホームページで確認が可能です。 審査状況確認サイト: https://www.coolnet.tokyo/

受付締切日は令和8年3月31日(火曜日)17:00必着です。

【東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)とは】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

※紙で申請する場合、「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。



《目 次》

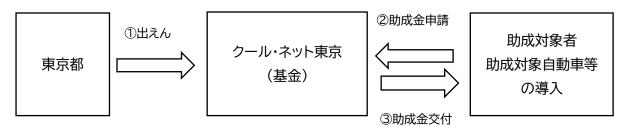
Ι	事業の概要	3
1	目的	3
2	事業の枠組み	3
3	令和 7 年度の重要ポイント	3
4	助成額の変更点	4
Π	助成金を受け取るまでのスケジュール	5
Ш	共通事項	7
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	
2	申請対象の確認	
3	申請書および提出書類の取り扱いについて	
4	助成額について	.10
IV	対象者における手続方法について	. 15
1	申請する前に(助成対象者 YES/NO 診断のご案内)	.15
2	オンライン申請 (推奨)	.15
3	郵送による申請	.17
4	受付期限	.17
5	申請可能台数	.17
6	申請にあたっての留意事項	.17
7	手続代行	.17
V	個人申請	.18
1	申請可否フローチャート	.19
2	必要書類	20
VI	法人·個人事業主 申請	.24
1	申請可否フローチャート	25
2	必要書類	26
VII -	再生可能エネルギー電力導入による助成額増額申請および充放電設備上乗せ申請について	. 30
1	【再生可能エネルギー電力導入による助成額の増額】	.31
2	【充電設備・V2H・V2B 充放電設備による助成額の増額】	
VIII	助成金を申請後に必要なこと	.52

I 事業の概要

1 目的

「電気自動車等の普及促進事業」(以下「本事業」という。)とは、公益財団法人東京都環境公社クール・ネット東京(以下「クール・ネット東京」という。)が、都内の個人、事業者等が燃料電池自動車(FCV)を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

2 事業の枠組み



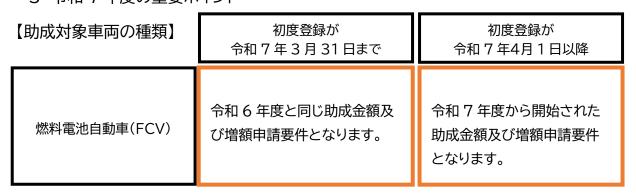
基金の造成

── 都は、本事業の原資をクール・ネット東京に出えんし、クール・ネット東京はその出えん金により基金を造成します。

助成事業

クール・ネット東京は基金を原資として、助成対象となる FCV 車両を導入する助成対象者に対して、 その経費の一部を助成します。

3 令和7年度の重要ポイント



※申請期限は初度登録日から1年以内もしくは令和8年3月31日まで

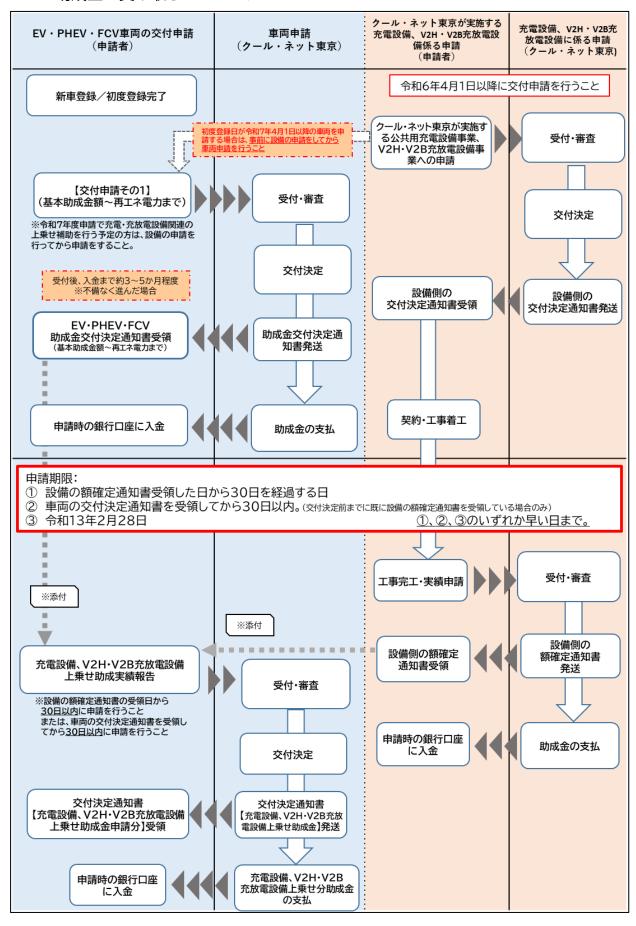
★新車初度登録日が令和6年4月1日~令和6年4月30 日までの車両を申請の方へ

上記期間中にて新車登録された方で未申請の方は、令和7年5月31日(郵送は必着)まで申請を受付いたします。上記期限を過ぎた方は対象外となりますので、ご注意ください。

4 助成額の変更点

令和 6 年度初度登録の車両				令和 7	年度初度登録の重	巨両		
基本助成額		【改訂】 基本助成額	<u>[</u>					
		給電機能無	給電機能有			給電機能無	給電機能有	
	EV/PHEV	35万円	45万円		EV/PHEV	10万円	20万円	
	FCV	100万円	110万円		FCV	140万円	150万円	
メーカー別上乗せ 自動車メーカー別の販売実績によりプラス助 成額(最大10万円)			ください。 【改訂】メ- 販売実績の ラインナップ 降をご確認 【内訳】	ーカー別上乗 <u>ほかに</u> 、GX実 『数等の評価を』	の詳細は EV/PH せ 現に向けたメーカ 踏まえた助成額を ラインナップ 最大 10 万円]一全体の取組や	車両 11以	
•	:乗せ助成額 再生可能エネル V2H/V2B/公		最大 30 万円) (最大 10 万円)	交叉分∪				

Ⅱ 助成金を受け取るまでのスケジュール



1 申請者は、助成対象車両を購入し初度登録を完了した後、<u>初度登録日から1年以内、も</u> しくは令和 8 年3月31日(火曜日)17時までに申請を行ってください。

受付日は申請書記入日、オンライン申請日、消印日ではなく、クール・ネット東京が受領した日となりますのでご注意ください。

申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が クール・ネット東京の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申 請の受理を停止いたします。予算の範囲を超えそうな場合は事前にホームページで公 表いたします。

予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計がクール・ネット東京の基金を超えない範囲で受理するものを決定いたします。

- 2 クール・ネット東京は、申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- 3 クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。
- 4 令和 6 年度以降にクール・ネット東京が実施する V2H・V2B 充放電設備または公共 用普通充電・急速・超急速充電器に係る助成事業に申請し、ZEV 助成金申請時にその 旨の意思表示を行った申請者には上乗せ助成をいたします。

ただし、この分の上乗せ助成金は、充放電設備・公共用充電設備に係る額確定通知書を受領してから 30 日以内に別途実績報告が必要となり、報告書類審査後にお支払いたします。

- 5 審査・受付の状況はクール・ネット東京 HP 内で確認できます。
 - 助成金申請状況確認サイト \Rightarrow <u>https://www.coolnet.tokyo/</u>申請の受付から助成金支払いまではおおよそ3~5か月程度です。
 - ※毎週火曜日・金曜日の平日午後3時頃、情報更新しております。

なお、データの反映には、ご申請いただいてから約1週間程度いただいております。

Ⅲ 共通事項

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

助成金は、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。クール・ネット東京としましても、<u>不正受給などの不正行為に対し</u>ては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、交付決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 助成金の申請者がクール・ネット東京に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- (2) 助成金で取得した助成対象車両を、その処分制限期間内に処分※しようとするときは、 事前に処分内容等についてクール・ネット東京の承認を受けなければなりません。なお、 クール・ネット東京は、必要に応じて助成対象車両の管理状況について調査することが あります。
 - ※ 処分とは助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供すること。本事業では、住民票の都外移転や車検証上の使用の本拠の位置の都外変更を含む。
- (3) クール・ネット東京は、申請者及び手続代行者、その他の関係者が、偽りその他の不正 の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正 行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等 の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- (4) 前記事項に違反した場合は、クール・ネット東京からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、クール・ネット東京から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率 10.95%)を加えて助成金を返還していただきます。
- (5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合について
 - ①申請前 :申請できません。
 - ②交付決定前:申請を取り下げてください。
 - ③交付決定後:撤回申請をお願い致します。(交付決定通知書を受領後 14 日以内)
 - ④交付決定後(交付決定通知書受領してから14日を超過)
 - →(4)となり、助成金額全額+加算金返納となります。
- ※交付決定後の処分で、クール・ネット東京の事前承認なしに処分が発覚した場合、交付要綱違反にあたる可能性がありますのでご注意ください。交付決定後に処分する際には、必ずクール・ネット東京まで事前にご相談ください。

2 申請対象の確認

申請する前に以下の要件に該当するかどうか、ご確認ください。

■助成対象車両について

- ① 初度登録または初度検査された車両で、製造事業者の新車保証が付いているものであること。(中古車を除く。)
- ② 申請車両は、初度登録または初度検査日から申請受付日までの期間が1年以内であること、かつ過去に都及びクール・ネット東京の助成金事業に申請したことのない車両であること。
- ③ 申請車両は、代金の支払いが現金で完了しているか、または全額支払いの手続きが 完了していること(注)。
 - (注)「全額支払いの手続きの完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済であることを証明できることをいう。
- ④ 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。(交付要綱第4条) ※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助 金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金におい て制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。
- ⑤ 助成対象者の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品ではないこと。(交付要綱第4条)
- ⑥ リースの場合は、リース車両の使用者が申請者となり、助成金はリース車両の使用者 に交付される。その場合リース期間は処分制限期間以上であること。
- ⑦ 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その 他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
- ⑧ 自動車検査証上の自家用・事業用の別を変更していないもの。また、個人向けの助成を申請する場合は自家用であるもの。
- ⑨ 債権譲渡をしないこと(交付要綱第 11 条)ただし、クール・ネット東京の承認を事前に 得た場合はこの限りではない。
- ① クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(以下 CEV 補助金)の対象となっていること。
- ① 助成金受取口座の口座名義人は申請者と同一であること(申請者と異なる名義の口座を、助成金振込口座として登録することはできません。)
- ② 個人間カーシェアリングに使用しないこと。

■ 助成対象者について

- ① 都内に住所を有する個人、または都内に事務所・事業所を有する事業者(法人格を有しない団体も含む。地方公共団体を除く。以下同じ。)であって、助成対象車両を所有し、または使用する者。【実施要綱第41(1)】
- ② 税金の滞納がない者(交付要綱第3条)
- ③ 刑事上の処分を受けていない者(交付要綱第3条)
- ④ 公的資金の交付先として社会通念上適切である者(交付要綱第3条)
- ⑤ 暴力団員等でないこと(交付要綱第3条2)
- ⑥ 助成金受取口座の口座名義人は申請者と同一であること(申請者と異なる名義の口座を、助成金振込口座として登録することはできません)
- ⑦ リースにおいては、自動車検査証上の所有者がリース会社、使用者が当該車両のリースを受けるリース使用者または下記®ロ)にいう法人等の役員もしくは従業員等となり、リース車両の使用者が申請者となる。
- ⑧ 申請者は申請車両の購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であること。ただし、以下のいずれかにより自動車検査証上の所有者及び使用者が一致しない場合はこの限りでない。
 - イ)車両の所有権が留保された購入において、自動車検査証上の所有者が自動車販売会社またはローン会社等で、使用者が車両購入者であり、自動車検査証上の使用者が申請者となる場合。
 - 口) 法人等による申請において、自動車検査証上の所有者が当該法人等で、使用者が申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得した当該法人の役員または従業員等であり、当該法人が申請者となる場合。
 - ハ)申請車両の登録及び検査または届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の自動車検査証上の所有者と使用者が一致しない状態となる場合(ただし、所有者と使用者が生計を一にする者である場合に限る)。この場合、クール・ネット東京が別途要請する減免制度の適用を確認する書類の提出を申請の条件とする。
- ⑨ 道路交通法その他関連法令に適合した状態で登録された車両を適切に所有または使用している者(引越し後の住所で車検証を登録していないなど、いわゆる「車庫飛ばし」にあたるケース等は対象外)
- ⑩ 自動車検査証の記載について、次の参考図の要件を初度登録時から継続して満たすこと(交付要綱第4条)

【参考図】

自動車検査証 <u>の</u> 記載事項	<u>通常の購入の</u> 場合	<u>リース契約の</u> 場合	割賦販売(所有 権留保付ローン) で購入する場合	※法人申請で民間事業者等の役員又は 従業員が、申請車両の管理責任者として 「自動車保管場所証明書」を取得してい る場合
<u>所有者の氏名</u> 又は <u>名称</u>	助成対象者と 同一名義	<u>リース事業者</u>	販売業者又は ローン会社等	助成対象者と同一名義 (割賦販売で購入する場合は、自動車販 売業者又はローン会社等)
使用者の氏名 又は <u>名称</u>	助成対象者と 同一名義	助成対象者と 同一名義 ※	助成対象者と 同一名義	民間事業者等の役員又は従業員の名義
<u>使用の本拠の</u> <u>位置</u>			都内	

3 申請書および提出書類の取り扱いについて

原則、クール・ネット東京にご提出いただいた全ての申請書および添付書類は<u>返却いたしませんので必ずコピーなど控えをとってからご申請いただくようお願いいたします。</u>必要のない申請書や誤ってご提出いただいた申請書等は責任を持って破棄いたします。

4 助成額について

オンライン申請時に助成金額は自動計算されます。

助成金額については助成金算定ツール(車両助成金額シミュレーション)を使用しながら算出し、申請を進めていただくようお願いいたします。

★助成金額算定ツール(車両助成金額シミュレーション)

https://www.coolnet.tokyo/zev_subsidy calculator/

~注意事項~

- 交付申請を提出する前に再生可能エネルギー電力導入による増額申請が可能かど うか、必ず確認してから申請を行って下さい。<u>交付決定後に増額分を追加で申請する</u> ことは出来ません。
- 再生可能エネルギー電力導入による増額申請は、申請時までに設備の設置済み、も しくは契約済みであることが要件です。交付申請時に設置済みまたは契約済みが証 明できる書類を添付の上、ご提出いただくようお願いします。
- 充電設備上乗せ申請を行う場合は、再生可能エネルギー電力導入を含む交付申請時に上乗せ申請を行う予定がある箇所にチェックを入れて申請してください。交付決定後に変更することは出来ません。

(1) 年度別助成金額

■ 令和7年度(新規初度登録日が令和7年4月1日以降)						
	基本助成額					
	ベース額		FCV 1, 400, 000円 ※1			
新	合電機能あり		上記算出された。	金額に100,000円]プラス	
	メーカー別上	乗せ助成金額(上記基本	ト 助成額に上乗	:せ)		
	目車の販売実績等に加え、新たにGX ナップ数等について基準を満たす	上記算出された金額に最大400,000円プラス(令和7年度分メーカー別上乗せを参照)			せを参照)	
	上乗せ助	」成金額(上記助成額にて	さらに上乗せ)			
		再生可能エネルギー	電力導入	充加	文電設備等設置 ※	4
車両区分	助成金対象	再生可能エネルギー100%電 カメニュー契約※2	太陽光発電システムを設置※3	V2B·V2H	公共用 急速·超急速充電器	公共用 普通充電器
FCV	個人・法人・個人事業主 都内の区市町村、地方公営企業	+250,000円	+250,000円	+100,000円	対象な	¥U

留意事項:

- ・高級車(本体価格840万円以上)の場合0.8倍となる。 ・充放電設備設置による上乗せ申請は令和6年度以降に対象事業の申請を行い、額確定通知日から30日以内に上乗せ申請を行うこと。
- ・※1 事業用軽貨物車両については助成金額算定ツール(車両助成金額シミュレーション)にてご確認ください。
- ・※2、※3による上乗せ助成額は併用不可
- ・※4については、いずれか1口につき、助成対象車両1台申請が可能。1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

■ 令和6年度(新規初度登録日が令和6年4月1日以降)						
		基本助成額				
	ベース額		FCV 1, 000, 000円 ※1			
紿	合電機能あり		上記算出された金額に100,000円プラス			
	メーカー別上	乗せ助成金額(上記基本	ト 助成額に上乗	:せ)		
	制度の基準を満たすメーカー -カー販売実績)	上記算出された金額に最大100,000円プラス(令和6年度分メーカー別上乗せ参照)				
	上乗せ助		さらに上乗せ)			
		再生可能エネルギー	電力導入	充抗	文電設備等設置 ※4	1
車両区分	助成金対象	再生可能エネルギー100%電 カメニュー契約※2	太陽光発電システムを設置※3	V2B·V2H	公共用 急速·超急速充電器	公共用 普通充電器
FCV	個人・法人・個人事業主 都内の区市町村、地方公営企業	+250,000円	+250,000円	+100,000円	対象な	£U

- ・高級車(本体価格840万円以上)の場合0.8倍となる。
- ・高放車(本中価値は040万以上10%の10.50日による。 ・充放電設備設置による上乗せ申請は令和6年度に対象事業の申請を行い、額確定通知日から30日以内に上乗せ申請を行うこと。 ・※1 事業用軽貨物車両については助成金額算定ツール(車両助成金額シミュレーション)にてご確認ください。 ・※2、※3による上乗せ助成額は併用不可 ・※4については、いずれか1口につき、助成対象車両1台申請が可能。1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

メーカー別上乗せ

自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者名	ブランド名	R6上乗せ助成額	R7上乗せ助成額
日産自動車株式会社	日産	10万円	40万円
トヨタ自動車株式会社	トヨタ、レクサス	10万円	35万円
Stellantis ジャパン株式会社	プジョー、シトロエン、	5万円	35万円
Stellantis ファハン林氏芸社	DS、ジープ、フィアット、アバルト、アルファロメオ	נונגכ	1 11/00
フォルクスワーゲン グループ ジャパン 株式会社	フォルクスワーゲン、アウディ、ベントレー、ランボルギーニ	10万円	30万円
本田技研工業株式会社	ホンダ	-	30万円
三菱自動車工業株式会社	三菱	10万円	30万円
マツダ株式会社	マツダ	5万円	30万円
メルセデス・ベンツ日本合同会社	メルセデス・ベンツ	5万円	30万円
Tesla Japan 合同会社	テスラ	10万円	30万円
BYD Auto Japan株式会社	BYD	ı	25万円
株式会社SUBARU	スバル	ı	20万円
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW、MINI、ロールスロイス	5万円	15万円
ジャガー・ランドローバー・ ジャパン株式会社	ジャガー、ランドローバー	_	10万円
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	5万円	10万円
ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ	5万円	10万円
Hyundai Mobility Japan株式会社	ヒョンデ、ヒュンダイ		EV:5万円 FCV:20万円
スズキ株式会社	スズキ	_	25万円

上記表に記載のない自動車メーカー・ブランド名の車両はメーカー別上乗せの適用はありません。

※Hyundai Mobility Japan 株式会社の FCV 車両については金額が異なります。(20万円)

① 助成金額

R7年度よりメーカー全体の取り組み評価を踏まえた助成額を設定。内訳は以下の通り。

ベース額 給電機能 10万円 10万円	販売実績	メーカー別 ラインナップ 最大10万円	メーカー別 GX 評価項目 最大20万円
------------------------	------	---------------------------	----------------------------

車両ごとの助成金基準額は<u>助成金額算定ツール(車両助成金額シミュレーション)</u>の通りです。 万が一、CEV補助金の対象となっており、助成金算定ツールの検索に該当しない場合は、大変 お手数おかけしますが、クール・ネット東京までご連絡ください。

※給電機能:外部給電器・V2H 充放電設備を経由してまたは車載コンセント(AC100 ボルト/1500 ワット)から 電力を取り出せる機能

①-2 国の補助金と併用の場合における助成金額について

令和6年度以降に交付申請された車両について、国の補助金事業が対象になる可能 性がございます。本事業の助成金とも併用可能ですが、用途や自家用・事業用の区別で 扱いが異なります。

(ア)基本的な考え方

【例】

国補助を併用する場合にあたっては対象車種の CEV 補助金額と都(クール・ネット東京)の 基本助成金額を合わせたものが基準となります。(以下基準額とします。)

> CEV 補助金 55万円 都補助 20万 75 万円が基準額

(イ) 「事業用」「貨物」自動車の場合

クール・ネット東京が別で定めた基本助成金額になります。 ただし、以下の場合は対象外となります。

- 国の補助金が受けているが、一台当たりの助成金額が発行された交付決定及び額確定通 知書などに掲載がなく、国の補助金額が算出できない場合
- 国補助金を受けているが一台当たりの助成金額と都の基本助成金額を足した金額が基準 額を超えた場合(上乗せ分も助成なし)
- 下記の計算方法で差し引いた残額が「0円以下」となる場合

【助成金額の算出方法】

- 車両本体価格から各銘柄ごとに CEV 規程で定める補助額及び実施要綱別表 2 に定 める基本助成額を差し引いた額
- (2) 車両本体価格から各銘柄ごとに国が定めた助成金額を差し引いた額
- (例) 国補助金額を一台当たり 1,500,000 円受領している場合(R7 年度初度登録車両) ※申請車両: T社(車両本体価格 2,260,000円)
- (1) ⇒ 2,260,000 円−(550,000 円+200,000 円) = 1,510,000 円 (2) ⇒ 2,260,000 円−1,500,000 円 = 760,000 円
- $(2)-(1) \Rightarrow 760,000 \, \text{円} -1,510,000 \, \text{円} = -750,000 \, \text{円} \, (0 \, \text{円以下})$

都補助は対象外となります 基準額 (図) CEV 補助金 都補助 国補助金

(ウ)「自家用」自動車の場合

- ・・・・基本併用可(CEV 補助金を含む)。 ただし、以下の場合は対象外となります。
- 国の補助金を受けているが、一台当たりの助成金額が発行された交付決定及び額確定 通知書などに掲載がなく、国の補助金額が算出できない場合。
- ※ 事業併用が可能かどうかやご不明な点等がございましたら、クール・ネット東京にお問い合 わせ頂くようお願い致します。

② 再生可能エネルギー電力導入による増額助成額

再生可能エネルギー電力を導入している場合、助成額を上乗せします。

再生可能エネルギー100%電力契約※		太陽光発電設備設置※
FCV	25万円	25 万円

[※] 再生可能エネルギー電力導入による増額申請は、再生可能エネルギー100%電力もしくは太陽光発電システムのどちらか一方になります。

③ V2H·V2B および公共用普通充電器、急速・超急速充電器設置(以降、充放電 設備等設置)による増額申請

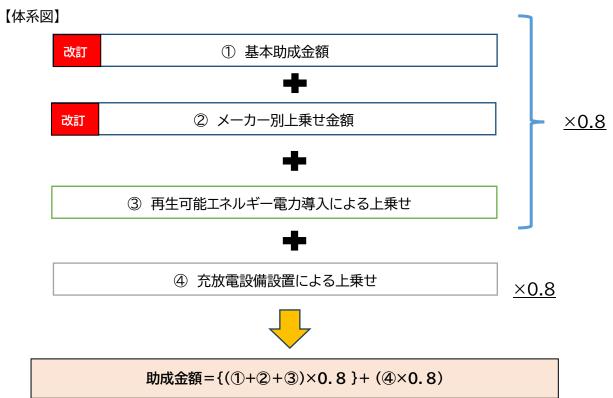
R6 年以降に V2H・V2B 充放電設備・公共用普通充電器および急速・超急速充電器設置をした場合、助成額を上乗せします。ただし支払いは分割交付になります。(P6参照)

	V2H·V2B	公共用普通充電器	公共用急速・超急充電器
	1口につき	1 口につき	1 口につき
FCV	10万円	_	_

[※]FCV は V2H·V2B のみ

④ 高額車両における助成額

高額車両(税抜 840 万円以上)については、①②③を足した金額、④の金額それぞれに 0.8 を乗じた額の合計を助成額とします。



IV 対象者における手続方法について

1 申請する前に(助成対象者 YES/NO 診断のご案内)

クール・ネット東京の HP にて申請可能かどうかお調べください。

① クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev



② オンライン申請ガイド 記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。 本誌では省略いたします。



助成対象者 YES/NO 診断 をクリック

2 オンライン申請(推奨)

手続きが簡単で郵送料もかからないオンライン申請にご協力をお願いいたします。

(1) 助成対象車両の確認や手引きをお読みいただき、添付書類等もよくご確認の上、 上記 HP のオンライン申請フォームよりオンライン申請をお願いいたします。

オンライン申請はこちら



「オンライン申請はこちら」 をクリック

数問の質問にお答えいただきますと該当のフォームが案内されます。 誓約事項は必ずお読みいただき、了承の上申請してください

(2) ログインについて



Graffer アカウントを作成すると申請の一時保存ができます。



(3) 以降、申請フォームに従い、入力してください。

3 郵送による申請

紙による申請を行う場合については、受領完了のお知らせ等はありませんので、到達記録(書留やレターパックなど)がわかるよう送付いただくことをお勧めいたします。

4 受付期限

受付締切日は令和8年3月31日(火曜日)17:00必着です。

- ◆申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了いたします。
- ◆ 上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

5 申請可能台数

申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

6 申請にあたっての留意事項

【車両関係】

- ① 申請前に車両を処分している場合は、申請できません。
- ② 申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに 取下げ処理となります。クール・ネット東京あてに申請取下げを申し出てください。
- ③ 交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。<u>助成金振込済みの場合は、全額返還および違約</u>加算金を請求します。車両の処分をする場合は、必ず事前にご連絡ください。

【その他】

- ① 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがあります。
- ② 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ③ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合に は、審査対象から除外させていただきます。
- ④ 不備がない申請を優先的に審査いたします。不備があった場合、メールや電話にて 修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご 申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また、修正や 書類提出の連絡に対して30日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取下げとし、 書類は破棄させていただく場合がございます。ご注意ください。

7 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者等に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。(事前の許可申請等は特に不要です。)

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

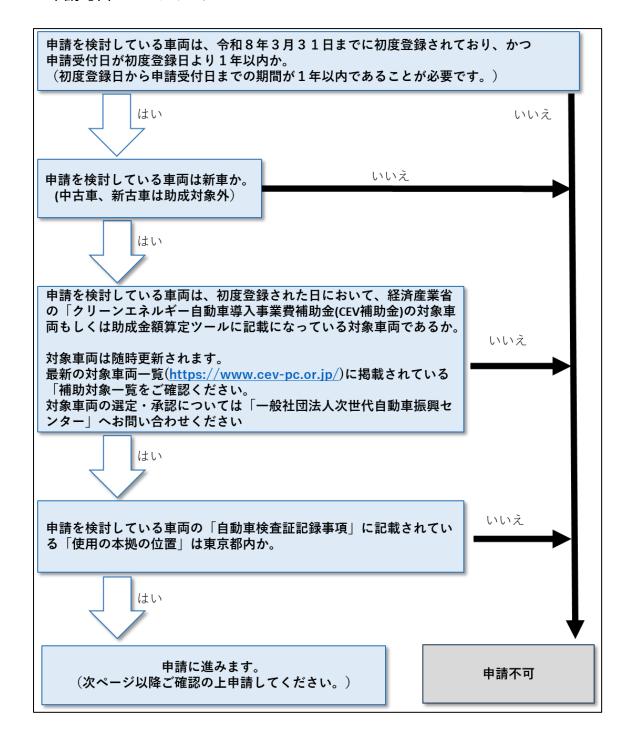
また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付 要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続 代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

V 個人申請



個人申請【使用者が個人】の場合

1 申請可否フローチャート



2 必要書類

通常契約の場合

	書 類
1	助成金交付に係る申請書(第1号様式その1、その2)(郵送で申請される場合)
	※充電・充放電設備設置に係る上乗せ助成を行う場合は、申請時に「あり」として申請するこ
	と。
	助成対象者の住民票写しまたは印鑑証明書(コピー可)
2	※申請受付時点で、発行日から 3 か月以内のものに限る。
	※住民票は、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものに限る。
3	購入車両の代金に係る請求書または注文書
	※車両本体価格(税込)及び車名・グレードが確認できるもの。
	※メーカーオプションで外部給電機能を装着した場合は、書類にその旨の記載があること。
4	購入車両の代金の支払に係る領収書
5	購入車両の自動車検査証記録事項証明書
	※電子車検証不可。自動車検査証記録事項証明書をダウンロードし提出してください。
6	再生可能エネルギーの導入が確認できる書類
	※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合
7	その他クール・ネット東京が必要と認める書類

リース契約の場合

	書類
1	助成金交付に係る申請書(第1号様式その1、その2)(郵送で申請される場合)
	※充電・充放電設備設置に係る上乗せ助成を行う場合は、申請時に「あり」として申請するこ
	と。
2	住民票写しまたは印鑑証明書(コピー可)
	※申請受付時点で、発行日から 3 か月以内のものに限る。
	※住民票は、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものに限る。
3	購入車両の自動車検査証記録事項
	※電子車検証不可。自動車検査証記録事項証明書をダウンロードし提出してください。
4	リース契約書(リース事業者及びリース使用者双方の印があるもの)
5	前払いリース料などリース料金に反映させていない現金支払いに係る領収書
6	再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類
	※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合
7	その他クール・ネット東京が必要と認める書類

リース使用者が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください。

※オンライン申請時には各書類は、<u>スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各 10MB です)</u>

≪必要書類の詳細≫

	必要書類	補足説明·注意事項
(1)	助成金交付に係る申請書 (第1号様式その1、その2) (郵送で申請される場合)	 ・ 交付申請書その1、その2に必要な事項を全て記入し、ご提出してください。 ・ 過去年度の申請書では受付できません。必ず新年度の様式で作成してください。 ・ 第2号様式の誓約事項を必ず確認した上で、交付申請書の誓約チェック項目欄に✔を入れてから申請してください。 ・ 消えるボールペンなどの記入は不可です。 ・ ホッチキス止めは禁止です。
(2)	助成対象者の公的確認書類 住民票写し(コピー可) 印鑑証明書(コピー可) いずれか1つ	 申請受付日時点で、発行日から 3 か月以内のものに限る 住民票は、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものに限る。 住所が東京都内であること。
(3)	購入車両の代金を確認する書類 注文書、売買契約書、請求書納品請求書、等 ※コピー可 	 申請者名と販売会社名の記載があり売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。 CEV補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。(印字されていない場合は、手書きで追記可) 支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認) 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可) 電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してください。
(4)	購入車両代金の支払に係る書類 申請者あての領収書 (店舗控えは不可。) ※コピー可	 ・ <u>領収書の宛名が申請者と同一名義であること。</u> ・ 請求書などに記載された支払金額全額分以上の領収書が必要。頭金の支払いなどで複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。 ・ 金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳を明記(別紙可) ・ クレジット(所有権留保付ローン)で購入の場合はクレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書ではなく契約書を提出してください。契約番号が記載されているものが望ましく、少なくとも契約締結日が明記されているものを提出してください) ・ 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合

は、販売業者と申請者で締結された今とが明記された契約書の写し及び約款ること。 ・銀行振込についても領収書を提出する・前払いリース料など頭金に相当する記支払ったものに関しては、領収書を別(リース契約のみ。) ・原則、領収書 No のわかるものを提出す店や同一メーカーで No が被っている場確認の為ご連絡差し上げる場合がありまで電子車検証不可※コピー可※コピー可※コピー可※コピー可※コピー可※コピーでの位置」が記載されていないため、「自事項」をご提出ください。お手元にない設サイトをご確認していただきダウンに出ください。・初度登録(新規登録)時のものを提出す事項等通知書」、「オンライン情報提供は無効)・申請までの間に登録番号変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのもののみで可。その他変更を行ったのものが必要であるとにだし、下記の場合は例外として記述が記述された関入において所有者」が販売会社またはローン会社となっている場合。	の写しを提出す <u>こと</u> 載があり現金を
イ)申請車両の登録または届出日の年度にがい者等が使用する自動車に係る自動動車税の減免制度の適用を受けており持するために、申請車両の「所有者」としない状態となる場合、「所有者」と「使用る者である場合に限ります。減受けていることが確認できる書類(写「使用者」の生計同一が確認できる書類・型式が不明となっている車両、契約書	合す」動場コーすけ、き場。とめて、お車人で使用制い写画は、「車合ド こビ 合合 同る、リ い税で用者度所とちちの正記、(「書 変初 あ 車会 身は件が生適者添相が 本記のご 登舞 更度 る 両社 体軽を一計用 1 付達の 機
ている場合、承認を受けている助成対 あることを証するメーカーまたはメー けた輸入事業者発行の確認書の提出 ございます。	カーの委託を受
(6) リース契約の確認書類 ・ リース契約成立後の契約書であること	0
(リース契約の場合のみ) ・ 電子契約書等で署名が確認できない場	
プの署名検証画面等署名したことがわ	景合 タイルスタンゴ
(在學出版) 表	
0 1 1/20 0	
・ リース期間、リース料金、車両(登録番	かる書類を添付
	かる書類を添付

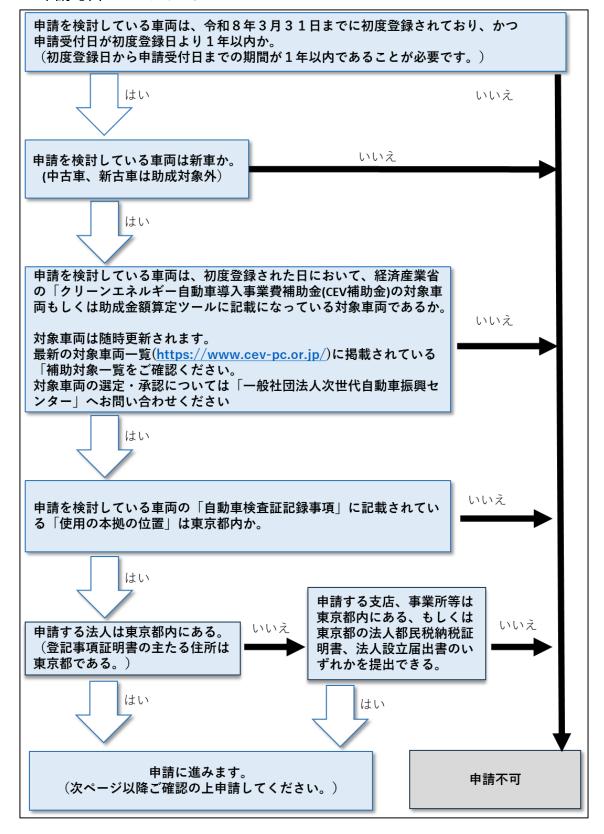
(7)	再生可能エネルギー電力の導入が確認 できる書類	 リース契約期間は、処分制限期間以上であること。 申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの リース契約の使用者が自動車販売店の場合、リース会社に調達先を確認いたします。(自社調達ではないか確認を行うため) 30ページ以降をご確認ください。 ※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合のみ
(8)	その他クール・ネット東京が必要と認め る書類	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合に求める場合がございます。

VI 法人·個人事業主 申請



法人・個人事業主申請【使用者が法人・個人事業主】の場合

1 申請可否フローチャート



2 必要書類

【通常契約の場合】

	書 類			
1	助成金交付に係る申請書(第1号様式 その1、その2)(郵送で申請される場合)			
	※充電・充放電設備設置に係る上乗せ助成を行う場合は、申請時に「あり」として申請すること。			
	【法人の場合】			
2	登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)			
	※(原則)登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税納税証明書			
	※(法人都民税納税証明書が提出できない場合)法人設立・設置届出書			
	【個人事業主の場合】			
	住民票写しまたは印鑑証明			
	※(原則)都外在住の場合は個人事業税納税証明書			
	※(納税証明書が提出できない場合)東京都の開業届、確定申告書			
3	購入車両の代金に係る請求書または注文書(車両本体価格(税込)及び車名・グレードが確認			
	できるもの)			
4	購入車両の代金の支払に係る領収書			
5	購入車両の自動車検査証記録事項			
6	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書			
	車両の管理・使用に係る社員の在職証明書			
	※所有者と使用者が異なる場合(会社の従業員が使用者となる場合など)			
7	再生可能エネルギーの導入が確認できる書類			
	※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合			
8	その他クール・ネット東京が必要と認める書類			

【リース契約の場合】

	書 類
1	助成金交付に係る申請書(第1号様式 その1、その2)(郵送で申請される場合)
	※充電・充放電設備設置に係る上乗せ助成を行う場合は、申請時に「あり」として申請すること。
2	購入車両の自動車検査証記録事項
3	リース契約書(リース事業者及びリース使用者双方の印があるもの)
4	【法人の場合】 登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書) ※(原則)登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税納税証明書 ※(法人都民税納税証明書が提出できない場合)法人設立・設置届出書 【個人事業主の場合】 住民票写しまたは印鑑証明 ※(原則)都外在住の場合は個人事業税納税証明書 ※(納稅証明書が提出できない場合)東京都の開業届、確定申告書
5	前払いリース料などリース料金に反映させていない代金の現金支払いに係る領収書
7	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書 車両の管理・使用に係る社員の在職証明書 ※会社の従業員が使用者となる場合など 再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類※再生可能エネルギー電力導入による増 額申請をする場合
8	その他クール・ネット東京が必要と認める書類
	リース使用者が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください。 ナンライン申請時には各書類は、 <u>スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各 10MB です)</u>

必要書類		補足説明·注意事項		
(1)	助成金交付に係る申請書 (第1号様式その1、その2) (郵送で申請される場合) 助成対象者の公的確認書類(コピー可)	 第1号様式に必要な事項を全て記入し、ご提出してください。 過去年度の申請書では受付できません。必ず新年度の様式で作成してください。 第2号様式の誓約事項を必ず確認した上で、交付申請書の誓約チェック項目欄に✔を入れてから申請してください。 消えるボールペンでの記入は不可。 ホッチキス止めでの提出は禁止です。 受領日時点で、発行日から3か月以内のものに限ります。 		
	【法人の場合】 →現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ※登記事項に都内事務所の掲載がない場合 →法人都民税納税証明書 →法人事業税納税証明書 (都内で納めているもの) ※納税証明書も用意できない場合 →法人設立・設置届出書 【個人事業主の場合】 →住民票写しまたは印鑑証明書 ※都外在住の場合 →個人事業税納税証明書(都内で納めているもの) →都内の開業届 →確定申告書	 登記事項証明書は法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です。 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。 登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税・法人事業税納税証明書(提出できない場合は法人設立・設置届出書)を提出してください。都内に事務所や事業所があることが要件です。 都内に事務所・事業所がない場合は対象外となります。 法人設立・設置届出書や確定申告書、開業届は各都内の管轄する事務局の押印があるもの、電子申請の場合は電子受付日が記載されているもの。上記の確認がとれない場合、他の書類の提出を求める場合がございます。 		
(3)	購入車両の代金を確認する書類 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等 ※コピー可	 申請者名と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること CEV補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。(印字されていない場合は、手書きで追記可) 支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認します。) 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可) 電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してください。 		
(4)	購入車両代金の支払に係る書類 申請者あての領収書 (店舗控えは不可。)※コピー可	 領収書の宛名が申請者と同一名義であること。 請求書などに記載された支払金額全額分以上の領収書が必要。頭金の支払いなどで複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。 金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されてい 		

る場合は、車両本体の支払額がわかる内訳を明記(別紙でも可)

- クレジット(所有権留保付ローン)で購入の場合はクレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書ではなく契約書を提出してください。契約番号が記載されているものが望ましく、少なくとも契約締結日が明記されているものを提出してください)
- 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。
- 銀行振込についても領収書を提出すること
- 前払いリース料など頭金に相当する記載があり現金を支払ったものに関しては、領収書を別途添付すること。(リース契約のみ。)

(5) 購入車両の「自動車検査証記録事項」 **※電子車検証不可**

※コピー可

国土交通省 電子車検証特設サイト https://www.denshishakensh o-portal.mlit.go.jp/

- 電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の 位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事 項」をご提出ください。お手元にない場合は左記の特設 サイトをご確認していただきダウンロードの上、ご提出く ださい。
- 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。)
- 申請までの間に<u>登録番号変更</u>を行った場合は、変更後の もののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時の ものと変更後のものが必要です。
- 「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。
- ア)車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社またはローン会社、リース会社等となっている場合。
- イ)申請車両の登録または届出日の年度において、身体障がい 者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税 の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するため に、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態とな る場合、「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場 合に限ります。減免制度の適用を受けていることが確認で きる書類(写し)、「所有者」と「使用者」の生計同一が確認で きる書類(写し)を添付
- 型式が不明となっている車両、契約書の車名と相違している場合、承認を受けている助成対象車両と同一であることを証するメーカーまたはメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書の提出を求める場合がございます。

(6)	リース契約の確認書類	• リース契約成立後の契約書であること。
	(リース契約の場合のみ)	• 電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの
	▶ リース契約書の写し	署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してくだ
	(賃貸借契約書)	さい。
		- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		記載されていること。
		・ リース契約期間は、処分制限期間以上であること。
		申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの
		リース契約の使用者が自動車販売店の場合、リース会社に
		調達先を確認いたします。(自社調達ではないか確認を行
		う為)
(7)	- 車両の管理・使用に係る法人とその社	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	員等による確認書	役員・従業員の場合には、下記の添付書類とともに必要で
		₫。
		【添付必要:本人確認書類】
		▶ 運転免許証のコピー
		▶ 住民票写し(発行から3か月以内のもの)
		印鑑証明(発行から3か月以内のもの)のいずれか
		▶ 使用者が登記事項証明書に記載がある役員の場合は本人
		確認書類の添付が不要です。(車両の管理・使用に係る法
(0)		人とその社員等による確認書のみ提出してください)
(8)	車両の管理・使用に係る法人とその社 員等による在職証明書	※ 車検証の所有者名が申請者で使用者が申請者に勤める役
	負守による任職証明音	員・従業員の場合で、役員・従業員として申請者の法人に申
	※登記事項証明書に記載のある役員は	請日時点で在籍していることの証明として下記の添付書類
	添付不要	とともに必要です。 【添付以票・ 左籍項票器】
		【添付必要: 在籍確認書類】 ▶ 直近の従業員の給与所得の源泉徴収票の写し
		▶ 直近の給与明細 等
		使用者が登記事項証明書に記載がある役員の場合は、車
		両の管理・使用に係る法人とその社員等による在職証明
		書の添付は不要です。(登記事項証明書で在籍が確認でき
		るため)
(9)	再生可能エネルギー電力の導入が確認	• 30ページ以降をご確認ください。
	できる書類	※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合のみ
(10)	その他クール・ネット東京が必要と認め	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類が
	る書類	ない場合に求める場合がございます。

VII 再生可能エネルギー電力導入による助成額増額申請 および充放電設備上乗せ申請について



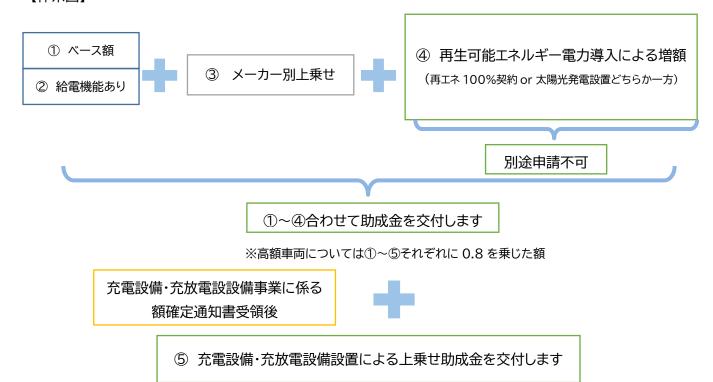
1【再生可能エネルギー電力導入による助成額の増額】

再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している、または太陽光発電システム を設置または自営線で接続しており、一定の要件を満たす場合は、増額された助成額を 申請することができます。

【注意点】

- ①対象車両を購入時に導入がなくても、本助成金の申請時に契約済みおよび設置済みであれば申請が可能です。(申し込みの状態では申請不可。契約後および設置後かつ初度登録から一年以内に申請してください)
- ②基本助成額と合わせた申請が必要となりますので、増額分のみを別途申請する等の ことはできません。
- ③再生可能エネルギー100%電力メニューの契約、太陽光発電システムの設置の両方 を導入されている場合、どちらか一方しか申請できません。

【体系図】



(1)〈再生可能エネルギー100%電力メニュー契約による助成金増額申請〉

ア 要件について

下記①~③のいずれかの対象メニューを導入し、電気の供給先が車両の自動車車検証の「使用の本拠の位置」または自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること。ただし、登録車両の初度登録年度や申請時期によって対象となるメニューが異なるため、以下の表を参照すること。

再エネ100%電力メニュー契約による増額申請における対象メニューについて				
初度登録年度	申請時期	① 環境省「再エネ 100%電力メニュー 一覧」記載のメニュー	②「東京都エネルギー環境計画書制度メニュー別ー覧表」において「計画値」の「再エネ利用率」が100%であるメニュー	③ 下に記載の再生可能 エネルギーグループ購入 事業で提供する再エネ 100%メニュー
令和6年度・	~令和7年9月末まで	0	×	0
令和7年度	令和7年10月~ 令和8年3月末まで	0	0	0

※①、②ともに、申請日(オンラインの場合は当日、郵送の場合は到着日)時点で一覧表に掲載されている電力メニューが対象です。

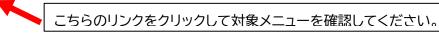
対象メニュー				
	環境省「再エネ 100%電力メニュー一覧」記載のメニュ	1-		
1	環境省交付規定 別表3【再生可能エネルギー100%	電力調達】において環境省が指定、公表		
	する電力メニュー			
	リンク先↓			
	https://www.env.go.jp/air/100.html			
2	「東京都エネルギー環境計画書制度メニュー別一覧表	」において「計画値」の「再エネ利用率」が		
	100%であるメニュー			
	リンク先↓			
	https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/c	limate/supplier/publications/		
	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル	事業」(令和元年度から2年度)もしく		
3	は、九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3年度から4年度)で提			
	供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの			
	【令和4年4月時点の小売電気事業者と対象電力メニュー】			
		14-2-411		
	小売り電気事業者 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	株式会社Looop		
	対象電力メニュー 東京従量電灯Bみい電100(メニューC)	第4回みい電特別割引 eneco RE100%		
		'		
	※事業キャンペーン名称「みんなでいっしょに自然の電気	IJ略称:みい電。本メニューは現在新規の │		
	申込みは受け付けておりません。過去にキャンペーンに	参加し、引き続き契約している方のみ対		
	象となります。			
	1 25-2-5-7-6			

- イ 対象メニューの確認方法
 - ア-①、②の要件における対象メニューは、以下の方法で確認します。
 - ① 環境省「再エネ 100%電力メニュー一覧」記載のメニュー 環境省交付規定 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】において環境省が 指定、公表する電力メニュー
 - 1 環境省のホームページを開く https://www.env.go.jp/air/100.html
 - 2 環境省のホームページの下図に記載されている「再エネ 100%電力メニュー 一覧」 のリンクから対象メニューをご確認ください。

【手法2】再エネ電力メニューについて

再エネ電力メニューのうち、環境省による審査が行われた、再エネ 100%電力メニューの一覧は、 以下をご参照ください。

・再エネ 100%電力メニュー一覧【PDF】



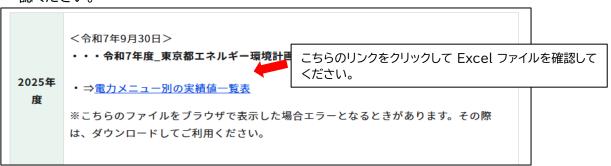
3 開いたリンク上で、「Ctrl+F」キーを押して検索窓を表示させ、検索窓にメニュー 名を入力し検索してください。



②「東京都エネルギー環境計画書制度メニュー別一覧表」において「計画値」の「再エネ利用率」が 100%であるメニュー

【対象メニュー検索方法について】

- 1 東京都のホームページを開く
- https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/publications
- 2 東京都のホームページの下図に記載されている「電力メニュー別の実績値一覧表」をご確認ください。



3 開いた Excel ファイルに記載のメニューの「計画値」の「再エネ利用率」が 100%であるか をご確認ください。



ウ 必要書類一覧

少なくとも下記 4 つが確認できる書類

(小売電気事業者等と契約締結済であること(申込書など申込みの状態では申請できません。))

- ① 契約メニューの名称② 契約メニューの提供事業者③ 契約メニューの契約者名(申請者等)④ 契約メニューを供給している住所(車両の使用の本拠の位置と同じ住所)
- ※契約書の写し、検針票の写し、Webページのお客様画面、契約完了のメール画面等に上記4つの記載がある場合が多いです。
- ※使用の本拠の位置が住民票と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km 圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再生可能エネルギー100%電力を契約した場合は 車庫証明書もしくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、増額申請が可能です。※(使用の本拠の位置=A≠再エネ電力契約の住所=B) 二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- ※ 既に契約している電力メニューが本助成の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。
- ※ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。
- ※ 車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。
- ※ 処分制限期間の間、クール・ネット東京または東京都により契約の継続を確認する場合があります。

(2) 〈太陽光発電システム設置による増額申請について〉

ア 要件について

太陽光発電システム設置による増額申請の要件

- ① 発電出力が2kw(1.995kw 以上)であること
- ② 電気自動車もしくはプラグインハイブリッド車の<u>自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済み</u>であることまたは当該位置に自営線で接続されていること
- ※設置住所が違う場合、自動車保管場所証明書(車庫証明書)または保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可。【使用の本拠の位置=保管場所の位置=太陽光設置住所】
- ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであることもしくは同等以上であることまたは国際 電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記の表に掲げる国、都またはクール・ネット東京が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

実施主体		助成制度名称
1		住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2	経済産業省	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成 13 年度まで)
3	資源エネル	住宅用太陽光発電導入促進事業(平成 14 年度から平成 17 年度まで)
4	ギー庁	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成 20 年度から平成 23 年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成 23 年度から平成 25 年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成 25 年度から平成 27 年度まで)
7	クール・ネッ	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成 21 年度及び平成 22 年度)
8	ト東京	住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成 23 年度及び平成 24 年度)
7	クール・ネッ	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成 21 年度及び平成 22 年度)

※太陽光モジュールとは主に屋根に設置する太陽光本体のパネルのこと。

イ 太陽光モジュール認証の確認方法

ア-③の要件における太陽光モジュール認証は下記リストに掲載されているかどうかで判断します。

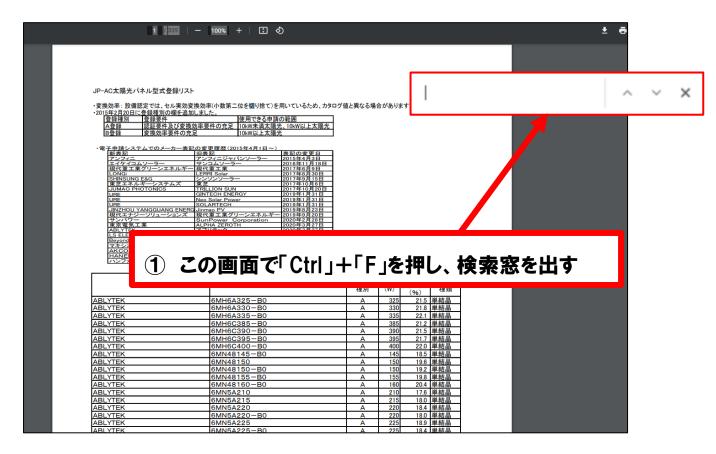
(1) JP-AC 太陽光パネル型式登録リスト【A 認証のみ】

https://www.fit-

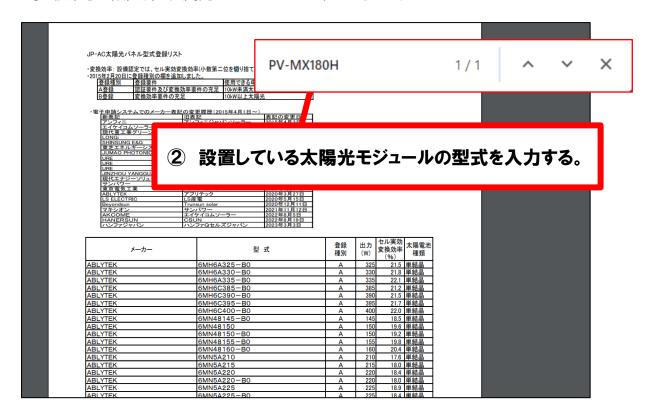
portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=01528000003rz40AAA

★ 検索方法

- ① 上記リストを開く。
- ② リスト上で「Ctrl+F」を押す。



③ 検索窓に設置済み太陽光モジュールの型式を入力する。



④ 検索窓に設置済み太陽光モジュールの型式を入力する。



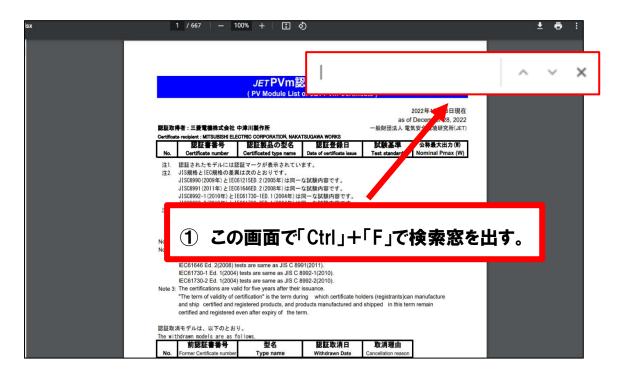
(2) JETPVm 認証製品リスト

 \Rightarrow

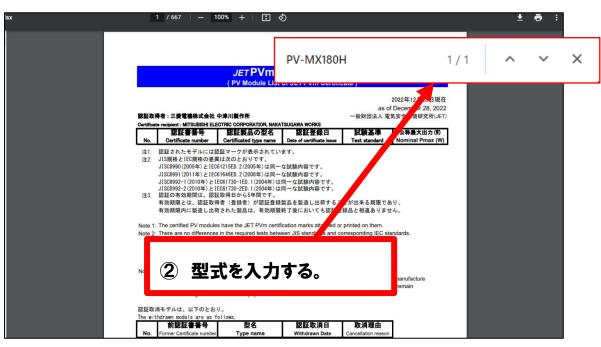
https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm_list.pdf

★ 検索方法

- ① 上記リストを開く。
- ② リスト上で「CTRL+F」を押す。



③ 型式を入力する。



④ 検索結果が表示される。

105	PV-UD195MF5	
)検索結果が表	示される。期限切れ等関れ	らず、掲載があれば認証済&
110 PV01-53102	2-1011 PV-MG0925GXT 201 .01.25	有効期限切れ
111 PV01-53102	2-1013 PV-EF52MS 20 1.04.01	有効期限切れ
112	PV-EF46MS	
113	PV-EF40MS	
114	PV-EF35MS	
115 PV01-53102	2-1012 WPV-MG190HX 2011.04.01	有効期限切れ
110	TV MGGGETIVT	
117 PV01-53202	2-1002 PV-MX180H 2013.11.11	有効期限切れ
110	FV WIXTOJII	
119	PV-MX0925HH	
120	PV-MX0925HL	
121	PV-MX0925HR	
122 123 PV01-53202	PV-MG185HX 2-1003 PV-EE115MF5F 2014.01.21	有効期限切れ
123 PV01-53202	PV-EE115MF5F 2014.01.21	有効制限切れ
125	PV-EE125MF5F	
126	PV-EE130MF5F	
127	PV-EE135MF5F	
128 PV01-53202		有効期限切れ
129	PV-AD170MF5	יין על אין ועילע בו
130	PV-AD175MF5	
131	PV-AD180MF5	
132	PV-AD185MF5	
133	PV-AD190MF5	

◆ 下記ウの別表に定める助成制度または都、クール・ネット東京もしくは区市町村で定める太陽光発電システム設置に関連した助成を受けたことがわかる書類をご提出ください。(交付決定通知書、額確定通知書)

認証対象外のものでもクール・ネット東京や国が別で実施する太陽光発電システムにおける助成事業が当該事業の定める要件と同等であるとクール・ネット東京が認めた場合、モジュール認証の要件を満たすものとします。【ウ 必要書類参照】

- ◆ 太陽光に係る助成事業の実績報告期間がまだ終了していない場合、交付決定通知書では設置しているかどうか未確定のため、額確定通知書など設置後に発行される証明書をご提出してください。
- ◆ 設置業者もしくはモジュールのメーカーにご確認を頂き、設置されているモジュールが JET 認証もしくは IECEE-CB 認証制度に参加する他国の認証機関で認証されたもの等の第三者機関による認証書を提出することが出来る場合は認証書を太陽光増額書類と一緒に送付してください。
- ※ (1)、(2)、(3)を満たす書類が用意できない場合、太陽光増額申請の対象外となる場合 がございます。

ウ 必要書類一覧

- <必要要件> ア 要件についての一覧内における①②③を満たす書類
- ⇒ ①kw(キロワット)数、②設置場所、③対象のモジュール型式、について下記書類例を 参考に組み合わせて書類を提出すること。
- ◆ 書類の例(対象も製品により異なるため下記の例で確認できない場合がございます)

書類名	内容
接続契約のご案内	・発電住所が地番の場合、住所と一致するものが必要。
	・受給開始希望日が原則交付申請日より後になるもの。
	※受給開始希望日が申請日より後になる場合、確認をとらせていただき、
	他の書類をご提出いただく場合がございます。
系統連絡票回答書の控え	・電力会社の返答が記入されているもの。
	・受給開始希望日が原則車両の交付申請日より、前になるもの。
	※受給開始希望日が申請日より後になる場合、確認をとらせていただき、
	他の書類をご提出いただく場合がございます。
検針票(購入料金のお知ら	・発電設備が「W発電」も可
せなど)	・使用kw数が記載あるもの。
購入実績お知らせサービス	・発電設備が「W発電」も可
など	・使用kw数が記載あるもの。
Web 検針票	・発電設備が「W発電」も可
	・使用kw数が記載あるもの。
太陽光モジュールの保証書	・設置会社名、設置住所やお客様名が明記されているもの。
	・設置住所の記載がない場合、他の書類の提出を求める場合がございます。
出力対比表、出荷証明書な	・バーコードや枚数にて、各要件のkw数を満たしていることがわかること。
ど	・住所表記がない場合は、他の書類と組み合わせて提出すること。
太陽光設置における契約書	・契約者、施主の双方の印があるなど、契約書としての形式になっているも
など	の。
(例:納品書、工事請負契約	・書類にモジュールの型式など記載がない場合、補足書類として契約書等に
書、完工証明書など)	紐づく竣工図や完工図面などを提出してください。
再生可能エネルギー発電事	・モジュールの型式や設置住所が記載されているもの。
業計画の認定について	・太陽光発電設備施工業者、仲介業者など施工関連の事業者の方に認定証
(認定通知書)	明書を出してもらうよう依頼してください。
再生可能エネルギー発電	※モジュールの型式等記載がない特例認定通知書(みなし認定書)は不可。
設備を用いた発電の認定	・業者が廃業して不明な場合はご自身でご確認いただく必要があります。
証明について(認定証明	「再生可能エネルギー電子申請」をネットなどで検索し、右側の「ログイン
書)	ID・パスワードが忘れた方はこちら」をクリックして内容をご確認ください。
別表もしくは他の国、都、ク	・別表の助成事業を受けた交付決定通知書、額確定通知書
ール・ネット東京もしくは区	(認証対象外のものでも、上記の証明書類を提出し、クール・ネット東京が認
市町村で定める太陽光発	めた場合、要件を満たす書類の一つとして認める。)
電システム設置に関連した	(当時の申請書や助成金を受領した際の振込明細及び証明書、予約受付通
助成事業を受けたことが	知書は不可。)
わかる書類	・実績期間が終了していない場合、額確定通知書など設置後に発行される
	書類をご提出ください。

【備考】

■ 別表

	実施主体	助成制度名称
1	√7 \ \ \ \ \ \ \ \	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成 13 年度まで)
3	経済産業省	住宅用太陽光発電導入促進事業(平成 14 年度から平成 17 年度まで)
4	†資源エネルギー庁 - -	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成 20 年度から平成 23 年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成 23 年度から平成 25 年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成 25 年度から平成 27 年度まで)
7	クール・ネット東京	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成 21 年度及び平成 22 年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成 23 年度及び平成 24 年度)

- ▶ 太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能です。
- ▶ 二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- ▶ 太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、 設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- ▶ 全量売電の場合でも要件を満たしていれば増額申請可能です。
- ▶ 住所が地番標記にて記載のものでも可ですが、使用の本拠の位置と同一である証明書類 も一緒にご提出下さい。
- ➤ その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で認められる可能性も ございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。
- ▶ 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等をすることは可能です。
- ▶ 受給開始希望日など発電契約が直近の場合、設置しているかどうか確認させていただく ケースがございます。
- ▶ 車両処分制限期間の間、太陽光設備を処分したなど、条件を満たさなくなった場合は必ず 申し出てください。特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意 ください。
- ※処分制限期間の間、クール・ネット東京または東京都により設置の継続を確認する場合があります。

2 【充電設備・V2H・V2B 充放電設備による助成額の増額】

(1) 要件について

充電設備・V2H・V2B 充放電設備(以下設備とする。)による上乗せ助成の要件は以下 の通りです。

- ① クール・ネット東京が実施する公共用充電設備もしくは充放電設備設置を含む助成事業(以下「該当事業」という。)に令和6年4月1日以降に申請していること。
- ⇒ 令和6年度よりクール・ネット東京が実施する設備に係る助成事業は以下の通りです。 (令和6年4月~)

公共用充電設備事業	備考欄
・充電設備普及促進事業(事業用)	※公共用のみ
·充電設備普及促進事業(居住者用)	※公共用のみ
V2H·V2B 充放電設備	備考欄
・ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業	-
・戸建住宅における V2H 普及促進事業	令和6年4月1日以降に事前申請申込を
	行っているものが対象。
・東京ゼロエミ住宅導入促進事業	額確定通知書に V2H の助成内容の記載があるものが対象。

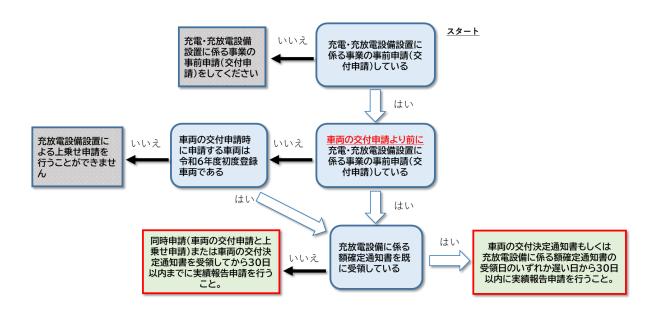
- ② 該当事業の申請者と、本助成事業の申請者が一致することまたは両申請者が同一の生計の関係等にあること。ただしリース申請の場合は使用者が一致すること。
 - ⇒ 設備申請における申請者と車検証上の使用者が一致することが要件です。 (設備申請の助成対象者=本事業の助成対象者)
- ③ 充放電設備の設置場所にあっては、助成対象車両における自動車検査証上の使用の本拠の位置もしくは自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されていること。
- ④ 令和 7 年度初度登録の車両の申請時には充電·充放電設備の交付申請(事前申請)は申請済であること。
- ⑤ 申請の時期は本事業と充放電設備に係る事業における通知書を受領した日によって 異なる
 - (ア)令和6年4月1日以降にクール・ネット東京が実施する設備に係る助成事業に交付申請を行い、設備設置した後行う実績報告後に発行される各事業の額確定通知書を、受領してから30日以内または令和13年2月28日までのいずれか早い日までに上乗せ助成申請を行うこと。(交付要綱第9条三)
 - (イ)既に額確定通知を受領しており、車両が未申請の場合は、第 1 号様式その3実績報告を車両申請と同時申請すること。ただし、同時申請をしなかった場合でも車両の交付決定通知書受領から 30 日以内までは実績報告を可能とする。

(ウ)車両の交付申請を行っているが、車両の交付決定通知書は未受領で、設備における 額確定通知書を先に受領した場合は、充電設備の額確定通知書受領日から実績報告が 可能。ただし、車両の交付決定通知を受領してから 30 日以内まで充電設備の上乗せ 助成の実績報告を行うこと。

※ケース例

- ・【ケース1 車両の交付申請済みで、既に充放電設備の額確定通知書を受領している場合】
- ⇒ 車両の交付決定通知書の受領日から30日以内までに実績報告申請を行う。
- ・【ケース2 既に充放電設備の額確定通知書を受領しており、車両の申請が未申請の場合】
- ⇒ 同時申請若しくは車両の交付決定通知書受領日から30日以内に実績報告を行う。
- ・【ケース3 車両の交付決定通知書受領済みで、充放電設備の額確定通知書が未受領の場合】
- ⇒ 充放電設備の額確定通知書を受領してから30日以内に実績報告を行う。
- ・【ケース4 車両の交付申請済みで、車両の交付決定通知書及び充放電設備の額確定通知書 のどちらも未受領の場合】
- ⇒ 車両の交付決定通知書もしくは充放電設備に係る額確定通知書の受領日のいずれか遅い日から 30 日以内に実績報告申請を行う。

【フロ一図】



~手順~

※ 従来通り、本事業の助成可能期間中に再工ネ電力増額分までの車両の交付申請を行ってください。その際は充電・充放電設備に係る事業の事前申請(交付申請)は<u>申請済みである必要があります</u>。申請済みの事業にチェックもしくはオンライン申請時に該当事業を選択し、申請日を記入してください。充電・充放電設備に係る事業の事前申請を先に行ってない場合<u>上乗せ助成申請は出来ません。</u>また交付決定後の変更は不可です。ご注意の上、ご申請ください。

■ 郵送申請時



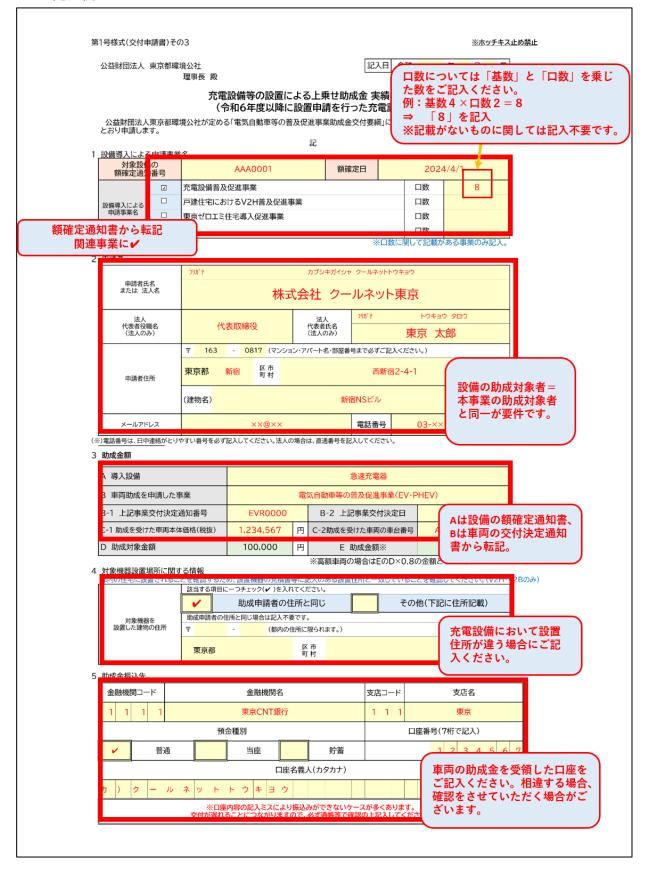
■ オンライン申請

公共用充電設備またはV2H・V2B充 放電設備設置による上乗せ申請を 予定している方は「有」を選択し て申請すること	
保存期間は30日間です。 同じアカウントでログイン この手続の 申請ページを開くことで、一時保存した内容から申 す。	
入力フォーム 充電設備申請に伴う上乗せ申請 充放電設備設置による上乗せ申請を行う予定がある	
有にした場合、車両申請後に充電・充放電設備に係る事業の額確定通知がお手元に届き次第、発電設備増額申請を別途していただく必要がございます。 有	;
入力内容に不備があります。内容を確認してください。	

(2) 必要書類について

	必要書類	補足説明・注意事項
(1)	充電設備等の設置による上乗 せ助成金実績報告書 (第1号様式その3)(郵送で申 請される場合)	 ・ <u> </u>
(2)	設備設置に係る助成事業の額確定通知書 ※コピー可	・ <u>令和 6 年度以降にクール・ネット東京が実施する</u> 公共用充電設備もしくは充放電設備導入に係る事業の額確定通知書 ※「一般社団法人次世代自動車振興センター」が発行する 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充て んインフラ等導入促進補助金」の額確定通知書は不可です。
(3)	本事業の助成対象となった車両の交付決定通知書 ※コピー可	 (2)の通知書と(3)の通知書の助成対象者が一致すること。または両申請者が同一の生計の関係等にあること。 リースの場合はリース使用者が一致すること。 V2H・V2B 充放電設備設置における助成事業については使用の本拠の位置と設置住所が同一であること。相違がある場合は、自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に供給されていること。 ※車両の交付申請と同時申請の場合は不要
(4)	その他クール・ネット東京が必 要と認める書類	• 上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合に求める場合がございます。

記入例



設備設置に係る助成事業の額確定通知書見本①

第2号様式(第15条関係)

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 東京 太郎 様 「東京都環境公社」が発行した額確定通知 書であること

※CEV補助金の通知書は不可

7都環公地温第***号 令和7年5月20日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 東京 次郎

戸建住宅におけるV2H普及促進事業 助成金交付決定通知書(兼助成金確定通知書)

令和7年4月28日付けで交付申請を受け付けた標記助成金について、戸建住宅におけるV2H普及促進事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

事前申請日	2025年4月28日	
尹則甲謂口	交付申請受領日が令和6	王4月1
交付決定番号	7V H * * * *	T-7/J-
交付決定日	2026年2月6日	
交付決定補助率	助成率10/10	
助成金交付決定額	金 1,000,000 円	

交付条件

この助成金の交付の決定を受ける申請者は、下記及び別紙に示す交付条件に従って助成事業を実施しなければならない。 この場合において、別紙において使用する用語は、戸建住宅におけるV2H普及促進事業実施要綱及び交付要綱で使用する用語の例による。

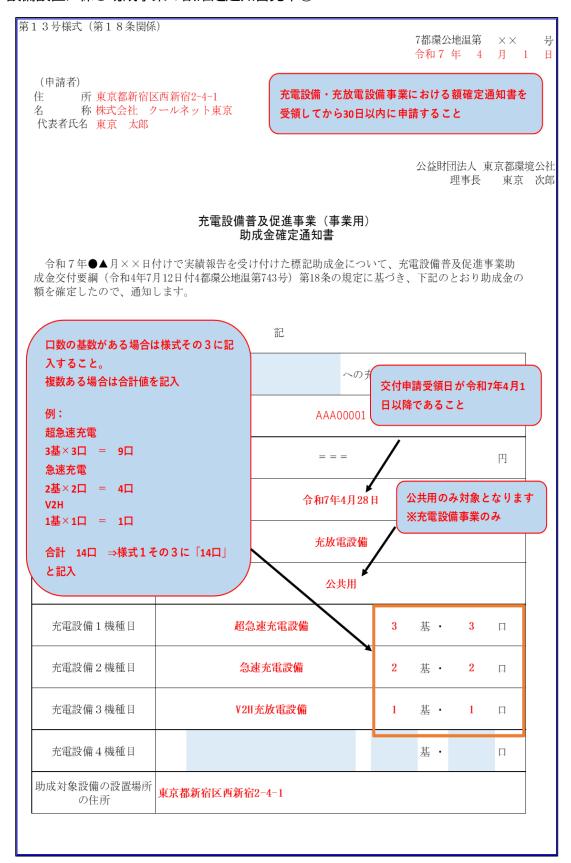
(申請の撤回

この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、本交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(交付決定の取消し)

- ・公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- 二 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 三 本要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- ・上記内容が発覚した場合、公社は交付要綱第25条の2に基づき、次の措置を講じることができる。
- 一 第15条第2項の規定による本助成金の不交付の決定、前条第1項の規定による交付決定の取消し、次条第1項の規定による本助成金の返還の請求及び第27条第1項の規定による違約加算金の納付の請求
- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

設備設置に係る助成事業の額確定通知書見本②



3 【充電設備普及促進事業(車両同時事後申請)について】

※ 充電設備等は原則、事前申請(設置前)が必要ですが、法人・個人事業主申請の場合にのみ、既に充電設備を設置済みで、東京都の助成金申請を行っていない方については、充電設備の申請を車両の申請後に行うことができます。こちらを希望する方については、弊社 HP にある「助成対象者 YES/NO 診断」から、専用フォームに入って申請を進めてください。車両の申請が完了した後に、充電設備を申請するための URL が届きます。(オンラインのみ)



https://ttzk.graffer.jp/tokyo-co2down/subsidy-ev

ただし、この申請を行う場合は充電設備の助成額は定額(最大 20 万円)となるほか、上記 2 に記載した充放電設備の上乗せ申請は対象外となります。 詳細は、HP 上の手引きをご確認ください。

Ⅲ 助成金を申請後に必要なこと

~軽微な変更・処分・撤回・取下げ~



1 助成事業の経理(交付要綱第18条)

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等(交付要綱表2に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類)をクール・ネット東京が本助成金の交付決定をした日の属するクール・ネット東京の会計年度の終了の日から処分制限期間を超過するまでの期間保存してください。

2 調査等(交付要綱第19条)

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査または関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

3 申請の撤回(交付要綱第10条)

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議や交付条件を満たさなくなったなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書(第3号様式)を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4 交付決定の取消し(交付要綱第12条)

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部または一部を 取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- (2) 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係るクール・ネット東京の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定をうけたもの(法人その他の団体にあっては、代表者、役員または 使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当する に至ったとき。
- (5) その他本助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- ※クール・ネット東京は、上記項目の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。
- ※本助成金の返還(交付要綱第 13 条)、違約加算金(交付要綱第 14 条)、延滞金 (交付要綱第 15 条)等については交付要綱をご確認ください。

5 軽微な変更

(1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更がある場合は、 軽微な変更に関する届出が必要になります。

【変更にあたる一例】

- ・申請者の名前の変更(法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など)
- ・申請者の住所変更
- ・自動車検査証の記載情報(登録ナンバー等)の変更
- ・リース契約に関する変更(再リースなど)
- ・再エネ100%電力メニュー間の変更

ただし、軽微な変更後も引き続き本事業要件を満たす必要がありますので、

「車検証における"使用の本拠の位置"が都内であること」等の条件を引き続き 満たす必要があります。(要件につきましては8ページ以降をご確認ください。) これを満たさなくなる場合(都外へ異動など)は、処分に該当しますのでご注意 ください。

- (2) 軽微な変更の場合の必要書類
 - ・変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
 - ・変更後の自動車検査証の写し
 - ・変更が確認できる公的書類の写し
 - ・その他クール・ネット東京が必要として提出を求めた書類
- (3) リース契約となっている申請における変更についてはリース使用者が本事業の要件を引き続き満たす必要がございます。なお再リースについても同様です。
 - 軽微な変更になるケースの一例
 - リース使用者が法人の場合、法人名や代表者が変更になった。
 - リース使用者が法人で車両管理者が変更になった。※変更申請時においては、クール・ネット東京で内容確認をいたします。内容確認後、処分申請にあたる事項と判断した場合には別途クール・ネット東京よりご連絡いたします。

処分について

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、または 担保に供することをいいます。(都外移転も含みます。)また、自動車検査証上の自家用・事 業用の別を変更しようとするときも同様です。

処分の例は以下のとおりです。【処分の制限(交付要綱第17条)】

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡(売却、下取り、廃車のための引渡)	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更 (解約後の譲渡・廃車を含む)	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
再工ネ電力及び太陽光発電システムの増額分のみ 要件を外れる場合。 (車両は引き続き要件を満たす場合)	電力契約解約日 ※増額分のみ処分対象となる。
自家用/事業用の別を変更する場合	登録変更日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別にクール・ネット東京が指定

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

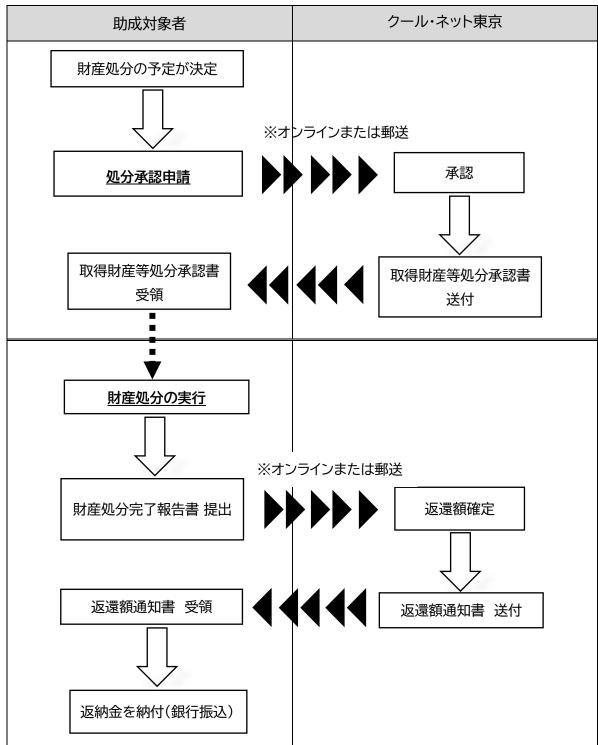
区分			処分制限期間
自家用車両(レンタカーを除く)			4年
区分		処分制限期間	
車両・レンタカー用	乗用車	総排気量2¦汎超のもの。総排気量がないものは道路運送 車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
		総排気量0.66に超2に以下のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車の もの。	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または 小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または 小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年

(交付要綱 別表第5 第17条及び第18条関係)

- ※処分制限期間は、初度登録日から起算します。
- ※処分を行う際は、<mark>必ず事前に承認を受けてください。</mark>承認前の処分や無届の処分は交付要綱違 反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

処分の手続き(交付要綱第17条)

(1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、 財産処分の承認申請を行ってください。



- ① クール・ネット東京のホームページからオンライン申請することができます。郵送の場合は、「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式をダウンロードしてください。
- ② 郵送の場合の承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ③ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ④ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。
- ※<u>承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があ</u>ります。ご注意ください。
- (2) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

- ※1 千円未満切り捨てです。
- ※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。
 - (例)10 日に初度登録した場合、翌月 10 日までは 1 か月目、翌月 11 日からは 2 か月目 となります。
- ※3 処分制限期間も、月数で計算します。
 (例)自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。
- ※4 処分制限期間と経過期間が一致する場合は、申請の必要はありません。
- (3) 処分申請においては、要件によって処分の承認を得るだけで、返納金は発生しないケースがございます。下記の表にて免除となったケースを記載しておりますのでご参照ください。

以下のケースに該当される方は処分承認申請する際に、合わせて返納金の免除申請を行うようお願いいたします。また承認申請の内容によっては、免除にあたらないケースもございますのでその際はクール・ネット東京より確認並びにご連絡させていただきます。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能と なり抹消処分する	・自治体発行の罹災証明書又は被災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの) ・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代 自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導 入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納 額なしのもの
過失の無い事故により走 行不能となり抹消処分す る	・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書(免責証書)、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの) ・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額が0円のもの
申請者死亡により2親等以 内の親族が車両を相続し、 引き続き使用する(相続人 が都内等の助成要件を満 たす)	・申請者の除籍を証明する書類・申請者と相続人の続柄を証明する書類・変更後の車検証・リース契約書の承継契約書
その他クール・ネット東京 が特に認める場合	クール・ネット東京が指定する書類

申請の撤回

交付決定後に助成金の交付条件に該当しなくなった場合等は、交付決定通知書を受け取ってから 14日以内に撤回届を提出してください。申請はオンライン申請、郵送申請どちらでも受付をいたし ます。

なお、撤回申請の対象となった車両については、再申請はできません。

交付決定の取消し

助成金受領後に申請要件を満たしていないにも関わらず、取下げや撤回届の提出を行わなかったことが発覚した場合(例:既に都外へ引越しや移転をしているにもかかわらず、交付決定通知書を受領し、その後助成金を受給した場合など)は交付決定の取消しとなります。助成金の全額返金と違約加算金等が発生することがございますのでご注意ください。

(参考)ホームページのご案内

- 本事業のホームページ
 - ・ FCV・EV・PHEV 車両 (燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業) https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev
 - FCV·EV·PHEV 外部給電器 (燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業) https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed
 - ・電動バイクの普及促進事業

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re evbike

≪お問い合わせ≫

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

東京都 燃料電池自動車等の普及促進事業 (FCV 車両) 助成金申請書類作成の手引き 令和 7 年度

◇発行・編集
令和7年4月28日

◇発行元

公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京) 〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 10 階